

第 4 日

1. 令和5年12月8日午前10時00分招集
2. 令和5年12月8日午前10時00分開会
3. 令和5年12月8日午前10時56分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸 要一	10番 笹淵賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川奈々
-------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総務課長	石原康司	地域振興課長	野田敏治
建設課長	中嶋啓晴	税務課長	大山和説
住民環境課長	中原寿郎	まちづくり課長	坂口圭介
保健子ども課長	宇野貴子	福祉課長	前田洋子
農林振興課長	上原克彦	農業委員会局長	池上圭造
学校教育課長	鍋島忠隆	社会教育課長	益永浩仁
特養施設長	前淵康彦	病院事務部長	高木浩昭
会計管理者	松尾 修		

12. 議事日程

日程第1	議案第65号	和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第2	議案第66号	和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第3	議案第67号	和水町議会議員の議員報酬審、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第68号	和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第5 議案第69号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6 議案第70号 和水印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第71号 和水町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第72号 和水町附属機関設置条例の一部改正について
日程第9 議案第73号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
日程第10 議案第74号 令和5年度和水町一般会計補正予算（第5号）
日程第11 議案第75号 令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第76号 令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第77号 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第78号 令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第79号 令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第80号 令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第81号 令和5年度和水町町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第18 議案第82号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）
日程第19 議案第83号 指定管理者の指定について（和水町福祉センター）
日程第20 議案第84号 工事請負変更契約の締結について
日程第21 議案第85号 令和5年度和水町一般会計補正予算（第6号）
日程第22 閉会中の継続審査について
日程第23 閉会中の継続調査について
日程第24 議員派遣について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第65号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第1 議案第65号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） おはようございます。1番議員の亀崎でございます。

議案第65号について、質問のほうをさせていただければと思います。

議案第65号の中で今回、職員の給与アップということで人事院勧告に基づいてということですが、近隣の市町村辺りはどのようにまずされてらっしゃるのか。

併せて、令和5年度8月に今回、出された人事院勧告では、初任給のベースアップが高卒で1万2,000円の増というふうな形で、執行部からも今回、1万2,000円の増で上がっておりますけども、同じくその人事院勧告の中では、大卒についても1万1,000円というふうに記載をされてますけども、そちらのほうは今回、明記といたしますか説明がございませんでしたので、どのように執行部のほうで捉えてらっしゃるのかの御回答をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えいたします。

今回の給与改正につきましては、近隣のほうは全てを調べておるわけではございませんが、県内は人事院勧告に基づく条例改正のほうが上がっております。

あと大卒につきましては、同じように国の人事院勧告に準じておりますので、うちのほうも同じように1万1,000円のベースアップとなっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） ということは、単純にその資料のほうに大卒の記載がなかったということで、計算上とか予算上にはもう上げてらっしゃるということで理解してよろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） はいそのとおりとなります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第66号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第2 議案第66号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番、齊木幸男です。質問させていただきます。

こちらの給料の改定ですが、改定する数字ですね、もう少しベースアップを低くする、もしくは給料改正をしない、そういう御意見、議論、そういうことは町執行部ではあったのかどうかをお尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、給与のほうの改定はしておりません。手当の支給率のみの変更となります。

この支給率のアップにつきましては、人事院勧告の中で国の国家公務員の特別職のアップに合わせております。これは昨年11月に町のほうで報酬等の審議会を行いまして、その中の答申の中で、今までそういったものはありませんでしたので、特別職につきましても人事院勧告の特別職に合わせた期末手当等の支給率のアップを図るという答申をいただきまして、昨年12月の議会のほうでもその旨で条例改正のほうを上げております。

今回も、それに伴いまして同じように上程、提案をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 議案第66号のこの件なんですが、議員でありますので、町民の代表と捉えておりますので、町民の皆様にお話をしてお伺いをしました。

物価と給料のバランスは取るのがもちろんですが、町長、議員は特別職でありますので、今は上げるべきではないんじゃないかという意見が多数でした。日頃、言ってますとおり町民の方の声を届けるというのが議員の仕事だと思いますので、改めて、この議案第66号はしないほうがよろしいんじゃないかというふうに私は思いますが、執行部の考えをお伺いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、職員の給与の改定に準じまして、特別職の国家公務員の給与も改定がされております。今回の上程につきましてはそれに基づいた条例の改正ということで提案をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（笹渕賢吾君） 議案第66号と67号、これは同じ性格を持っておりますが、提案理由として、国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改める必要があるというふうなことで提案をされております。

しかし、私は一般質問でも述べましたけれども、町民の暮らしは物価高騰で大変厳しくなっております。そういった中で、この提案がいいのかどうかと判断しますと、やはりこういった予算があれば町民のために使うということを中心に考えるべきだと思って、この議案第66号、議案第67号については反対の態度表明したいと思います。

答弁は要りません。

○議長（高木洋一郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第66号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第67号 和水町議会議員の議員報酬審、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3 議案第67号「和水町議会議員の議員報酬審、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第67号「和水町議会議員の議員報酬審、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4 議案第68号「和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第68号「和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5 議案第69号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第69号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第6 議案第70号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第70号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 和水町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7 議案第71号「和水町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 議案第71号について、御質問のほうをさせていただきます。

本町では、令和3年度の調査で空き家が総数589件と、全国平均よりも高い数値にありますけれども、本町にとって、空き家対策・対応については非常に懸念される事項の一つといえます。

そのような中で、国としても今回、空き家対策の推進に関する特別措置法の一部改正の法律が示されたということがございますけれども、説明では、勧告を受けた管理不全空き家は、固定資産税の住宅用地特例が解除されるということがございますけれども、もう少し分かりやすく、町民の方々も分かるように、簡潔で構いませんので、課長のほうから答弁いただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 亀崎議員の御質問にお答えいたします。

全協で御説明させていただきましたが、確かに勧告を受けた管理不全空き家については、固定資産税の特例が開始されるということでも申しました。

今回の法律の改正内容でございますが、市町村が空き家等活用促進区域ですとか、指針を定める場合、これに沿った指導ですとか勧告とか、そういったことを行った場合にそういった特例が解除されるということもございます。

今回、市町村がその区域ですとか指針を定めるかどうかにもよるんですけども、今のところはまだ具体的な検討に至っておりませんので、また具体的になりましたら、御説明を申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。これはあれですよ、今現在、まだ計画等が定めてないので、今後、多分、整備されたりとか検討されていかれるおつもりなのかなと思うんですけど、もし、まだ整備されてないのであれですけど、この勧告が出た後に固定資産税が引き上がるみたいな形になってくるわけですかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第71号「和水町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 和水町附属機関設置条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第8 議案第72号「和水町附属機関設置条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） 4 番議員の荒木でございます。

議案第72号和水町附属機関設置条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

今、一般質問等でも、子どもの健康とかいろいろな和水町の高齢者等いろいろな方々の健康に関してのテーマでお話、議論がされておりますが、非常に重要なこの附属機関の改正だと思います。

まず、1番目に聞きたいこととしましては、この委員構成の変更の理由をお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えいたします。

これまでの健康推進協議会は、住民健診等の受検率ですとか、それから健診結果のデータの分析ですとか、町で行っている重症化予防等を委員の皆様にお示しする機関といいますか協議会でありました。

今後、より町民の皆さんに健康に対する意識を高めてもらうことを目的としてまして、様々なテーマで委員の協議を行う場とするために、現在、特定しております委員の選定をテーマに応じた委員の方を選定できるようにとの思いで開催をいたします。

もちろん基本的には、改正前の委員さんの中から選定することもございますけれども、その分野で精通されている例えば、健康の増進に携わっている豊富な知識や経験をお持ちの方も選定できるようなところで改正をしたものです。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 他に質疑はありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 答弁いただきましてありがとうございます。今現在の現行のこの委員の構成というのが指定されておるような形であるというふうに認識しています。

例えば、有明保健所所長とか医療機関の代表、健康推進委員会の会長とか、そういった形で指定をしている今状況でありますけれども、今回の改正内容で見ると、「学識経験を有する者と、保険及び医療に関係する団体の代表者、関係する機関及び団体の代表者、関係行政機関の職員」ということで、少しちょっと指定はされていないような状況ではありますけれども、改正するという事は構わないと思うんですけれども、改正されてこの現行の委員さんが漏れることというものはないでしょうか。その辺りの質問をさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 先ほども御説明しましたとおり、基本的には改正前、今の委員さんのほうから選定するものですが、そのテーマに合わせたところでは、ここに、改正前に列記されている委員さんが漏れるといいますか、選定しない場合もあるかと思えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質疑はありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 3回目の質疑になります。

(2)の今現在ですけれども、町議会議員の厚生建設経済委員長も、今、現状入っている状況ですけれども、これは今回の改正ではどこに、議員構成のどこに入りますでしょうか。これだけ

お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） その協議会の中に選出するかと言いますが、ただいま申しましたように、その議題に合わせてのテーマでと考えておりますが、もし選定を行うのであれば、関係する機関及び団体の代表者等になるかと思えます。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第72号「和水町附属機関設置条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9 議案第73号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第73号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第74号 令和5年度和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第10 議案第74号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第74号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第75号 令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第75号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第75号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第76号 令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第12 議案第76号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第76号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算(第3号)」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第77号 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第13 議案第77号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)」議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第77号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第78号 令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第14 議案第78号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)」議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第78号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第79号 令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第15 議案第79号「令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第79号「令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第80号 令和5年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第16 議案第80号「令和5年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 白木君

○5番(白木 淳君) 5番、白木です。

16ページの収入のところでは、

節の1長期前受金乗入れ、ここの24万9,000円、節ではなっているけども、計のところ、右側の説明では25万842円。前の簡易水道のところの同じところの長期前受金のところは1,000円内の誤差、誤差というか、ここでは23万6,972円で、節は23万6,000円ですけども、こちら下水道事業は約2,000円ぐらいの差額があるんですけども、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） この明記の仕方がどうかと、ちょっと私も思ってるんですけども。

この説明ごとの予算、例えば、一番上の国庫補助金戻入、すみません、2番目ですね、県補助金戻入、下水の24万5,197円と。ここが節ごとの切上げ、切捨てという形になります。

ですので、この最後の計が円単位での説明という形になりますので、予算的には1,000円切上げ、切捨て、歳入のほうは切捨てになりますので、この千円単位でくれば24万9,000円という形になるかと思えます。

この明記の円単位の明記の仕方というのも今後、分かりやすいように考えたいというふうに思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（高木洋一郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第80号「令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第81号 令和5年度和水町町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第17 議案第81号「令和5年度和水町町病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第81号「令和5年度和水町町病院事業会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第82号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）

○議長（高木洋一郎君） 日程第18 議案第82号「指定管理者の指定について（菊水ロマン館）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第82号「指定管理者の指定について（菊水ロマン館）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第83号 指定管理者の指定について（和水町福祉センター）

○議長（高木洋一郎君） 日程第19 議案第83号「指定管理者の指定について（和水町福祉センター）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第83号「指定管理者の指定について（和水町福祉センター）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第84号 工事請負変更契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第20 議案第84号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第84号「工事請負変更契約の締結について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21 議案第85号 令和5年度和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第21 議案第85号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第85号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第6号）」について提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億724万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億304万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算による。

令和5年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

今回の補正につきましては、12月4日の議会全員協議会のほうで説明いたしました経済対策関連事業の2つの事業実施に伴うものとなっております。

まず、歳出の主なものを説明いたします。

6 ページ目を御覧ください。

7 款商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費に1 億724万円を追加いたします。

商品券の給付事業としまして、3 節職員手当等に給付事務に発生する時間外手当として29万3,000円、10 節需用費に消耗品費として57万8,000円。これは商品券を使用できる店舗に配布するのぼりやポールまた事務用品等の合計となります。印刷製本費に100万1,000円、これは商品券の作成またチラシ等の作成費となります。

11 節の役務費に通信運搬費212万8,000円、これは商品券の発送に伴う送料となります。

12 節の委託料74万円、これは商品券の封入作業に伴う委託料となります。

18 節負担金補助及び交付金につきましては、商品券の取扱店舗の交付金としまして1 人1 万円、9,150人を見込んでおりますので、9,150万円を計上しております。商品券給付の事業の合計は、今申しあげました金額を足しまして9,624万円となっております。

また、その下の物価高騰対応の生活支援としまして18 節負担金補助及び交付金にL P ガス使用世帯へ1 世帯当たり4,000円の支援と、L P ガス協会への事業委託料を含めまして、支援の補助金としまして1,100万円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

1 ページめくって5 ページのほうを御覧ください。

11 款の地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税に普通交付税を1,331万円を追加いたします。国の補正予算の成立に伴いまして、追加の支援分となっております。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は、同じく追加支援策の重点支援地方交付金3,870万6,000円です。

16 款県支出金、1 項県補助金、2 目民生費県補助金は、物価高騰対応の生活支援交付金としまして、先ほど、歳出のほうで説明しましたL P ガス使用世帯への支援事業費1,100万円の2 分の1、550万円が県から補助されます。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目の財政調整基金繰入金4,972万4,000円、この部分は、昨年度も同じように経済対策分として普通交付税のほうに追加されておりました。その残額のほうを基金に積み立てておりましたので、その分を今回、この補正のほうで追加をしております。

以上が、歳入となります。

これで、議案第85号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第6号）」の提案理由についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） すみません、ちょっとお尋ねさせていただきます。

今回、物価高騰に伴って国の支援があるということで、今回、全町民に対して1 万円の商品

券ですとかLPガス使用世帯に対する支援ということで上げていただいておりますけども、これはもう歳入のほうで、普通交付税ですとか重点支援地方交付金とかで上がってますけど、こちらのほうは国のほうから確定が来てるんですかね。それとも今回の予算を組むのに当たって、一応、和水町としては大体これぐらいの額がかかるのというふうに、国のほうに上げてらっしゃるのか、どういうふうな根拠に基づいて今回、上げてらっしゃるのか、分かればお願いします。

それから、今回、商品券1万円ということで、師走の今、町民の方々に1万円の商品券ということで非常にありがたい制度かなというふうには思うんですが、現金給付にはできなかったのか、議論はされたのか、そこら辺もちょっと教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

財源につきまして確定額なのかどうなのかというところでございますが、重点支援地方交付金3,870万6,000円確定額でございます。あと普通交付税の1,331万円は、確定額は2,700万円程度ありまして、そのうちの1,331万円を使わせていただくという形になります。

それと現金給付ができなかったのかどうなのか、議論したのかというところは、もちろん現金給付が一番即効性があるので支給したいというお話を県のほうにさせていただきましたが、貯蓄に回っては困るというところでNGになったといういきさつがあります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁ありがとうございます。

そのように執行部のほうで県のほうにも掛け合っていたきながら議論されてらっしゃったということでございまして、非常にありがたく思います。

現金給付というふうに申し上げたのは、やはり即効性があるというのと職員の負担等も考慮すれば、やはりそういうふうな形のほうが経済対策になり得るのかなというふうに思ったところで質問させていただいたところでございます。ありがとうございます。

回答は不要です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第85号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第22 閉会中の継続審査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第22、「閉会中の継続審査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審議中の事件について、会議規則第75号の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第23 閉会中の継続調査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第23「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第24 議員派遣について

○議長（高木洋一郎君） 日程第24「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

○議長（高木洋一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回和水町議会定例会を閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

去る12月4日の開会以来、議員各位におかれましては、諸議案について真摯に御審議、賜り深

くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、町民の安全安心を確保するため、引き続き、十分なインフルエンザ、コロナなどの感染予防対策を講じられますようお願いを申し上げます。

また、今定例会において成立しました諸議案の執行については、適切なる運用をもって進められるとともに、住民目線での行政に努められることをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして、令和5年第4回和水町議会定例会を閉会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員